薬生水発 0 3 2 9 第 2 号 平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県水道行政主管部(局)長 殿

水 道 事 業 者 各厚生労働大臣認可 水道用水供給事業者

> 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長 (公 印 省 略)

「水道分野における情報セキュリティガイドライン(第4版)」の送付について

水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)における情報セキュリティ対策については、平成18年10月31日付け健水発第1031001号当職通知、平成20年3月27日付け健水発第0327001号当職通知及び平成25年6月3日付け健水発0603第3号当職通知により、ガイドラインを送付し、適切な情報セキュリティ対策を実施していただくよう依頼しています。

以降、政府のサイバーセキュリティ戦略本部において、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」や「重要インフラにおける情報セキュリティ確保に係る安全基準等策定指針(第5版)」等が策定されたことを踏まえ、これらを参考に、今般、別添のとおり、「水道分野における情報セキュリティガイドライン(第4版)」を策定しましたので送付します。

つきましては、厚生労働大臣認可の水道事業者等においては、本ガイドラインを参考に、引き続き情報セキュリティ対策の徹底をお願いいたします。また、都道府県においては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者等に対して、本ガイドラインを参考に、引き続き情報セキュリティ対策を徹底するよう周知をお願いいたします。